

令和元年 10 月 21 日

令和元年度地球観測技術等調査研究委託事業公募に係る Q&A

【事業内容について】

Q1 「アジア等の宇宙新興国」について、対象国のリストなどはないか。どこまでをアジアの宇宙新興国とするのか。インドは新興国に入らないという認識で良いか。またトルコは宇宙新興国に入るのか。

A1 提案者側で支援すべき宇宙新興国を識別していただいて構いません。インドは他国への宇宙支援を行っていることと承知しており、新興国ではないという認識です。トルコについては、国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」からの超小型衛星放出等の支援を我が国から行った実績があることから新興国に分類できると考えています。

Q2 南米やアフリカは対象外なのか。

A2 「アジア等の宇宙新興国」としており、アジア以外の地域を完全に排除しているわけではありません。我が国にとってその国への支援が有益であるならば、ぜひご提案ください。

Q3 同じアジアでも宇宙への取組状況は各国政府により差異がある。アジアを一括りにして支援策について提案するよりも、対象国に合わせた支援策とした方が、より実効性のある提案になるのではないかと。また、日本が支援できる範囲も対象国によって異なってくると思うがどうか。

A3 我が国の支援できる範囲が対象国によって異なることには同意します。その上で、日本として戦略的に支援していくべき国を識別し、支援策をご提案いただきたいと思います。

Q4 （公募説明のなかで）欧米の超小型衛星の深宇宙探査に関する動向の紹介があった。一方で、提案はアジア等の宇宙新興国への支援策であるが、両者の間にはギャップがあると感じる。宇宙新興国への支援策と深宇宙探査の調査と、どちらに寄せる想定でいけばよいか。

A4 アジア等宇宙新興国と深宇宙探査をつなげる方策について、ご提案いただ

きたいと考えています。一案として、アジア等宇宙新興国のコンポーネントを日本の超小型衛星に搭載するといった部分的な協力は、低軌道の衛星で実績があり、こういった協力を深宇宙探査に拡大できる可能性なども含めてご検討ください。提案の形式に決まった形はなく、例えば課題を識別して提示する形でも結構です。

Q5 支援策は、我が国がアジアを支援するというイメージでよいか。我が国がこの支援策によって欧米をリードしていくイメージか。

A5 そのイメージに相違ありません。欧米などの宇宙先進国が宇宙新興国に行っている支援に先んじることができるような支援策を御提案ください。

Q6 海外の市場・政策分析の例として米国・欧州・ロシア・中国・インドがあげられているが、これらの調査は必須か。

A6 宇宙先進国として超小型衛星を牽引している国々として、調査に含めていただければと例示しています。ただし調査に制約等がある場合は必須とはしません。

#### 【審査について】

Q1 審査基準において「ワークライフ・バランス等の推進に関する指標」として加点対象としているが、大企業に委託することを念頭に置いたものなのか。

A1 文科省全体の委託事業に一律で適用しており、組織を選別する意図はありません。

#### 【経費について】

Q1 事業規模は900万円とあるが、税込み額か。

A1 税込み額となります。

Q2 委託費用の支払いについては、事業終了後となるのか。

A2 原則、事業終了後に精算払いいたします。ただし、受託者の財政状況等により必要のある場合は、概算払いすることができます。

Q3 委託費用の中に、間接経費もしくは管理費は含まれるのか。

A3 一般管理費を計上することは可能です。ただし、一般管理費率には上限があります。詳細については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」をご確認ください。

Q4 人件費の支出割合に上限はあるか。

A4 事業費全体に対する支出割合の上限等はありません。

Q5 代表研究者を人件費の対象とすることは可能か。

A5 独立行政法人、特殊法人、国立大学法人及び学校法人については、人件費の充当対象者が運営費交付金、私学助成の補助対象者ではないことや、他の交付金などと費目および支出の切り分けができることが確認できれば、対象とすることは可能です。

Q6 「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」第8条第13項に沿って、契約時および確定時単価に関しては弊社の社内単価を適用したいと考えている可能か。

A6 受託者の規程等に定める単価等の適用は可能です。適用するために必要な手続きは、契約に向けた手続きの際にご相談いたします。